

資格情報のお知らせ・資格確認書を郵送します

後期高齢者医療制度に加入する皆さんには、令和8年7月31日まで使える「資格確認書」を交付していますが、このたび国の方針により、年次更新を含む令和8年8月からは以下のとおり対応が変更となります。令和8年8月1日時点で85歳以上の方は全員に「資格確認書」、84歳以下の方はマイナ保険証の保有状況に応じ、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送いたしますので、有効期限後は切り替えてご使用ください。

令和8年8月1日時点で84歳以下の方

令和8年8月1日時点で85歳以上の方

保険証の利用登録をしていますか？
(マイナ保険証を持っている)

いいえ

「資格確認書」を交付します

はい

医療機関の窓口でマイナ保険証をご提示ください。
(「資格情報のお知らせ」を交付します。) ※

※マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方でも、申請により資格確認書が取得できます。高齢者支援課窓口にて「資格確認書の交付申請」を行ってください。

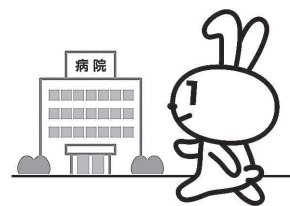
資格情報のお知らせ とは

ご自身の資格情報を確認できるものです。カードリーダーの不具合などの際にマイナンバーカードとともに提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることはできません。

資格確認書 とは

後期高齢者医療の資格情報が記載されたものであり、医療機関や薬局等を受診する際に資格確認書を提示することで、これまでの保険証と同様に受診できます。



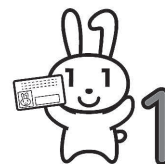
子ども・子育て支援金分が加算されます

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充・妊婦のための支援給付・育児時短就業給付・出生後休業支援給付・育児期間中の国民年金保険料の免除などさまざまな子育てを応援する施策に充てられます。

これに伴い、令和8年度より、後期高齢者医療保険料として従来の「医療分」に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」を納付していただきます。

詳しくは、7月以降に送付する、後期高齢者医療保険料額決定通知書をご確認ください。



役場高齢者支援課医療保険料係 ☎295-2112 ☎176-177

物価高騰の影響を受けた住民生活等への支援として、以下の事業を実施します！

※なお、本事業には国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しております。

1. 水道基本料金無償化事業

役場水道課業務係
☎295-2112 内線161

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民等の支援として、7月まで実施する水道基本料金無償化事業を2か月間（9月検針分まで）延長します。

※水道使用料金の全額を減免するものではありません。

※官公庁を除きます。

一般家庭で使用されている水道メーターは主に口径13mmまたは20mmです。

13mmの減免額は2か月分で税込2,107円、20mmの減免額は2か月分で税込2,556円です。

契約している水道メーターの口径については、検針時の「水道使用料等のお知らせ」に記載してあります。

水道基本料金無償化期間								
令和7年度			令和8年度					
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
無償化実施期間							無償化期間（追加分）	



※広報2月号で掲載いたしました『水道基本料金無償化事業』については、当初の令和8年2月～7月検針分に加えて、令和8年8～9月検針分を追加しました。これにより合計8か月分の水道基本料金が減免となります。

2. 農業経営継続支援事業

役場産業振興課農林係
☎295-2112 内線211・212

肥料や飼料等の価格高騰の影響を受けている農業経営者（法人を含む）に対して支援金を交付します。

■対象者 農業収入15万円以上の農業者（法人含む）

■交付額 農業収入に応じ段階的に15,000円から100,000円

■開始時期 令和8年6月1日より受付開始

■申請方法 町公式ホームページから申請書を取得し、役場産業振興課まで提出してください。



町ホームページ

3. 中小企業・小規模事業者賃上支援事業

役場産業振興課商工観光係
☎295-2112 内線214

エネルギー・原材料価格等の物価高騰を受ける中で、従業員の賃上げを実施した事業者に対して支援金を交付します。

■対象者 令和7年中に従業員の賃上げを実施した町内事業者

■交付額 賃上げを行った従業員数に応じ段階的に15,000円から50,000円

■開始時期 令和8年6月1日より受付開始

■申請方法 申請書を取得し、毛呂山町商工会まで提出してください。詳細は11ページをご覧ください。